

産業競争力会議 第4回実行実現点検会合

(新陳代謝・イノベーション・IT・エネルギー)

(開催要領)

1. 開催日時：2014年10月24日(金)13:00~14:30

2. 場所：合同庁舎4号館共用第1特別会議室

3. 出席者：

西村 康稔 内閣府副大臣

小泉進次郎 内閣府大臣政務官

小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス 代表取締役社長

三木谷浩史 楽天株式会社 代表取締役会長兼社長

金丸 恭文 フューチャーアーキテクト株式会社 代表取締役会長兼社長

橋本 和仁 東京大学大学院工学系研究科 教授

平 将明 内閣府副大臣

越智 隆雄 内閣府大臣政務官

西銘恒三郎 総務副大臣

関 芳弘 経済産業大臣政務官

(議事次第)

1. 開 会

2. 産業の新陳代謝の促進及びIT社会の実現について

3. 閉 会

○冒頭

(西村内閣府副大臣)

本日の実行実現点検会合においては、産業の新陳代謝と世界最高レベルのIT社会の実現に関して、進捗状況を確認しながら、目標達成に向けて着実に進めていきたいと考えている。これらは、成長戦略の一番の鍵、中心的なテーマだと思うので、ぜひ闊達な御議論をお願いしたい。

新陳代謝については、生産性の向上を図るという点、M&Aも含めて、1つの企業だけではなく、産業全体として再編も含めて考えていくという視点で臨んでいる。既にスチュワードシップ・コードも策定し、多くの投資家が賛同してくれているが、

さらに、今、東証と金融庁において、コーポレートガバナンス・コードを来年の株主総会のシーズンの前に策定するため、大きな方針・考え方をまとめているところだと思うが、今日はその報告もいただきながら、株主がしっかりと主張し、企業の生産性を向上していく、そしてROEを中心として稼ぐ力を高めていくことを狙っているので、ぜひよろしく願いしたい。

それから、もう一つは、新陳代謝における地方の視点が非常に重要であり、地方もこれまでと同じようにやっていたのでは意味がないし、当然、時代の変化に合わせて変わらないといけない。今のままで応援をしていくということではなく、地方の産業構造の変革を促していかなければいけない。そうした視点で、地方の金融機関の果たす役割は非常に重要なものがあると思う。優良な企業にだけ貸す、あるいは担保の有無だけで判断するのではなく、事業性を評価して、しっかりと金融機関としてのファイナンスを行っていくことも我々の大きなテーマの1つであるので、この点についても今日はぜひ確認をしていきたい。

2つ目の世界最高水準のIT社会の実現については、ただ今申し上げた生産性の向上や、地方の構造改革の1つの大きな手段でもある。世界中のものが、今、ここにおいてもインターネットで買えるため、これまでと同じような売り方をしても、地方の商店街は難しくなってきたり、それを逆手に取って、ITを活用しながら、地方からでも世界に売っていくことで、ぜひ構造改革につなげていただければと思う。

この点、三木谷議員はよくおっしゃっているが、世界はもうインターネットオブシングスで、全てのものがインターネットにつながっていく。ドイツではインダストリー4.0で、新しい産業革命を起こしているが、日本では経済、あるいは社会全体にそういう雰囲気は少しずつ広がってきているものの、まだ大きな変革が来ているという意識や危機感が乏しいように思う。どうやってそのような新しい流れに乗って、日本社会全体や経済を一気に変えていくかというところが大きなポイントになると思うので、ぜひ、御議論をお願いしたい。

2016年からマイナンバーがいよいよ始まり、来年の今頃には、それぞれに個人番号が付与されていくことになる。これまでの経緯もあって、小さく生んで大きく育てるという方針で、社会保障に限定してスタートすることになる。先ほどの大きな変化の1つにマイナンバーを位置づけ、最初は小さく生むが、医療コストの効率化などに使えて、住民票も要らなくなり、行政のやり方も大きく変わって、金融の世界も変わるというように、その先は非常に大きく広がっていくことを示しながら、企業にとっても、あるいは国民にとっても、大きな変化になるといった点も含めて、我々も、直接担当する立場として進めていきたいと思っている。セキュリティの面も含めて、ITの分野での進捗状況も確認しながら、ぜひ議論を進めたいと思う。いずれにしても、これは関係省庁が多岐にわたる話であり、政府一体として進めていきたいと思うので、闊達な御議論をよろしく願いしたい。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

本日は産業の新陳代謝の促進、IT社会の実現について議論を行う。

まず、この分野におけるKPIの進捗であるが、参考資料1に本日のテーマに関連したKPIを整理している。

1 ページ目のNo. 1、「今後3年の内に、リーマンショック前の設備投資水準に回復させることを目指す」、あるいは3 ページ目のNo. 41「政府情報システムのクラウド化等により、今後5年間で政府情報システムの数に現在の約1,500から半減、8年間で運用コストの3割圧縮を目指す」、No. 42「公共データの民間開放について、2015年度中に世界最高水準の公開内容を実現する」、4 ページ目のNo. 44「今後2年間で、サイバー攻撃対応に関する国際的な連携や、対話の相手国等の数を現在の約80カ国から3割増を目指す」という4つのKPIについては、KPIの進捗がAとされているが、この傾向が維持されるか、課題はないのかということについて、注視していきたい。

また、2 ページ目のNo. 2の開廃業率、4 ページ目のNo. 43のOECD加盟国のブロードバンド料金比較、No. 45のスキル標準の企業における活用率については、KPIの進捗がNとされているが、来年の年央までにはデータが得られる予定であることから、データが得られた時点でしっかり評価をしてまいりたい。

それでは、先ほど西村副大臣からもお話があった施策の実行状況について、関係府省より御報告をいただきたい。本日はテーマが多いことから、産業の新陳代謝の促進、IT社会の実現の2つに分けて議論を行う。

最初に、産業の新陳代謝の促進について、ローカル経済に関係する取組とグローバル経済に関係する取組に分け、順に御説明をいただき、民間議員の皆様方から御意見をいただいて、議論を行いたい。

それでは、ローカル経済に関して、最初に金融庁から、地域金融機関における事業性評価、私的整理の円滑化について御説明をお願いします。

(越智内閣府大臣政務官)

「日本再興戦略」改訂2014に掲げられた諸施策に関する金融庁の取組状況について、私から概略を御説明し、その後、事務方から詳細について御説明をさせていただきます。

まず、現在、金融行政においては、デフレ不況脱却、経済の持続的成長に向けて、地方をはじめ日本全体で資金が円滑に供給されるよう、強力な取組を進めているところである。

具体的には、「日本再興戦略」改訂2014を受け、第1に、1,600兆円を超える家計金融資産が成長マネーに向かう好循環の確立、第2に、アジアの潜在力発揮、日本との一体的な成長、そして3番目に、起業の促進、企業の競争力強化という考え方のもと、より具体的には、NISAの普及促進、アジアの金融インフラ整備支援、コー

ポレートガバナンス・コードの策定などの施策に取り組んでいるところである。

本日は、これらのうち、地域金融機関による事業性評価、私的整理の円滑化、コーポレートガバナンス・コードの策定の3件について御説明する。

まず、第1の地域金融機関による事業性評価について、先ほど西村副大臣からも御指摘があったが、「日本再興戦略」改訂2014において、企業の持続可能性を含む事業性を重視した融資などに努めるよう、金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図ることとされている。これを受けて、本年の9月に公表された金融モニタリング基本方針のもとで、事業性評価に向けた取組状況について実態把握を行い、金融機関と双方向で議論を深めていきたいと考えている。また、現在、金融庁の幹部が全都道府県を回り、こうした考え方の周知に向けて精力的に取り組んでいる。

次に、私的整理の円滑化については、「日本再興戦略」改訂2014を受けて、「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」において、学者、実務家、さらにはオブザーバーとして、経産省、金融庁、法務省が関係省庁として参加し、検討を進めているところである。

最後に、コーポレートガバナンス・コードの策定について御説明する。「日本再興戦略」改訂2014では、日本企業の持続的な企業価値向上のための自律的な対応を促す観点から、コーポレートガバナンス・コードを策定することとされている。これを踏まえ、金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を本年8月7日に設置して、具体的な検討を開始した。同会議はこれまでに4回開催され、精力的な御議論をいただいているところである。

各施策の具体的な進捗状況について、事務方より順次御説明させていただく。

(森金融庁監督局長)

お手元の資料1に基づき、事業性評価について説明させていただく。

資料の1ページ目にあるとおり、「日本再興戦略」改訂2014において、事業性評価については、金融機関が企業の財務面だけではなく、事業性を重視した融資や、融資先の経営改善支援の取組が十分なされるよう、我々としても金融モニタリング方針の適切な運用を図ることが記されている。

これを受けて、2ページ目にあるとおり、去る9月11日に金融モニタリング基本方針を公表した。これは、今事務年度の金融庁の監督・検査の基本的な考え方を示したものであるが、その中で、デフレ脱却に向けて「好循環」を実現するよう述べている。この「好循環」というのは、金融機関が真に顧客のためになる金融商品・サービスを提供し、産業や企業の持続的な成長を実現する。そうした企業の成長等の果実を金融機関が享受することによって、金融機関と企業が共存共栄する、そういった金融機関のビジネスモデルをつくり込むということを申し上げている。

具体的には、3ページに9つの重点施策があるが、この中で事業性評価に関連す

る2と5について説明させていただく。

4ページに、事業性評価に基づく融資として、

- ・国内では高齢化や人口減少が進展し、地域経済においては人手不足も見られる中で、企業や産業の生産性向上を図ることが重要
- ・ローカルな企業や産業が、必要に応じ穏やかな集約化を図りつつ効率性や生産性を向上させ、地域における雇用や賃金の改善につなげることが重要
- ・そのために金融機関は、財務データに必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価して、有益な助言や融資を行って、企業の持続的成長を支援し、それを我々としても検証していく

と述べている。

5ページでは、少し視点が変わるが、銀行が財務データに必要以上に依存した1つの要因は、我々の検査にもあったのではないかと。これまで立入検査に行くと、金融機関の個別の資産査定を重視してきた。金融機関が貸している個別の企業の財務状況を見て、企業の債務者区分やそれに対する引当が適切かどうかを抽出して1件1件見てきたところだが、我々にとって重要なのは金融機関全体の健全性であり、個々の企業AやBに対してどの位引当を積むかは金融機関が独自に判断すべきではないかとの観点に基づき、昨年から、地銀の融資先の8割を占める、1件当たりの融資が5,000万円以下位の小口の資産査定については、引当等の管理体制が整備され、有効に機能していれば、銀行の判断は尊重するという対応をとってきた。今年はさらに進めて、金融機関の健全性に重大な影響を及ぼすような大口の与信以外は、原則として金融機関の判断を尊重することとし、金融機関が独自の判断でいろいろな企業のリストラ、改善を早く進めていただきたいと思っている。

具体的に企業の事業性の評価をどのようにやっているかについては、6ページをご覧いただきたい。これは昨年から始めた取組であるが、検査において、地方銀行ごとに典型的なメイン先企業を1~2社選んで、企業の事業性をどう見るべきか、企業の経営改善に何が必要かといった議論を各行との間でしている。

6ページの右に示すとおり、企業がいる市場の特性や、競争環境、企業の事業特性などを見て、その産業の一般的な勝ちパターンはどのようなものか、それに対して企業のユニークネス、強み・弱みはどのようなものかを評価し、その判断の上に、企業の経営改善の方策をどうしたらよいかということ金融機関と議論している。もとより我々はプロではないので、事業の専門家やコンサルなどの意見も聞きながら、銀行との議論を進めている。

その結果、7ページにあるとおり、我々の認識として、各地方銀行は、借り手企業を取り巻く一般的な市場の見立てとか方向性については、ある程度把握しているのではないかと。ただし、それを踏まえて、個別企業がとるべき戦略の検討や、それを実行するための具体的な提案にはまだつながっていないのではないかと見立てをしている。事例を2つのせているが、こうした取組は本年も継続してまいりた

いと考えている。

最後に、8ページをご覧いただきたいが、事業を見るといっても、企業の状況によって取組が異なるものと思われる。例えば、企業の創業期や成長期は、むしろ銀行のローンよりもエクイティ性の資金が重要になってくるかもしれないし、一番右にあるように、競争で必ずしもうまくいっていない企業は円滑な退出を促進することが必要だと思う。

我々が1つ反省することは、今、地方の企業で重要なことは、成長鈍化という企業が多いのではないか。これは銀行の債務者区分で言うと正常先にカテゴライズされるが、人口減少等で、今は金利を支払っても、5年後どうなるかわからない。そうした企業に対しては、銀行は金利が支払われるからと、余りモニターしてこなかったが、こうした段階から企業と対話をして、どうやったら早期に事業を改善できるかを議論するよう申し上げている。

最後に、銀行は融資やアドバイスはできるが、エクイティ性資金の供給や経営人材の派遣はできないので、そういった機能を持っている地域経済活性化支援機構(REVIC)と協調しながら地域の活性化を進めたいと思っている。

(三井金融庁総括審議官)

続いて、資料2の私的整理の円滑化について御説明申し上げます。

特に退出局面にある企業について、いよいよということになると、会社更生法、破産法や民事再生法といった法的な整理の手続があるが、その段階に至る前に関係者が合意すれば、事業の再構築、退出や転廃業などができるように、私的整理が行われている。私的整理であることから、当然のことながら関係者全員の合意が必要になる。その場合、一部の債権者が必ずしも合理的でない理由であっても反対すると、私的整理が成立しないことになり、最終的には会社更生法や民事再生法といった手続に入る。

この点については、最近になって海外で少し動きがあったと聞いており、例えば、フランスでは、2010年に迅速金融解決手続という新たな法律を作った。倒産法や民事再生法ではないが、それに隣接しており、かつ裁判所も少し関与する。特別多数、7割や8割の債権者が合意し、かつ債権計画が合理的であれば、ごくごく少数の不合理的な反対債権者の反対を押し切って、私的整理のようなことが可能となるという、合意がある意味での強制力を持つ、倒産法と私的な合意の間のような制度を新たに作った。こういったことがここ数年の動きであり、イギリスでは会社法の中でスキーム・オブ・アレンジメントを導入し、これが私的整理の中で使われてきているという動きもあるこれを踏まえて、資料2ページ目をご覧いただきたいが、関係者、とりわけ倒産法制の学者の方々、ADR、あるいは私的整理の実務をやっておられる弁護士を初めとする法曹や実務関係者の方々、法務省や経産省、金融庁を含めた関係者の役所も一緒に入って、まず、新たに導入された海外の法制や、その取り扱

いについて、勉強を始めているところである。

今、申し上げたような幾つかの主要国やアジアの国々についての字面上の制度は徐々にわかってきたが、運用の実態がかなり日本と違う、あるいは国によってかなりばらつきがあるようであり、実務家の先生の方々から見ると、わからないことが山ほどあるということで、さらに字面上の法律の文章から、実際の運用がどうなっているか、その背景は何かといったことをこの研究会の場で深めていこうという段階にある。

(池田金融庁総務企画局長)

資料3に基づき、コーポレートガバナンス・コードの策定について御説明させていただきます。

1ページ目にあるとおり、「日本再興戦略」改訂2014でコーポレートガバナンス・コードの策定が掲げられている。東証と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋ごろまでを目途に基本的な考え方を取りまとめる。その後、これを踏まえて、東京証券取引所が来年の株主総会シーズンに間に合うように、新たにコーポレートガバナンス・コードを策定する。それから、この新しいコードについては、東京証券取引所の上場規則で、上場企業に対して、いわゆるComply or Explain、原則をそのとおり実施するか、あるいは実施しない場合にはその理由を説明する方式で適用していくことが「日本再興戦略」改訂2014で書かれているところである。

これを受けて、金融庁、東京証券取引所では、慶応大学の池尾先生に座長をお願いし、本年8月7日に有識者会議を立ち上げて検討を行っているところである。これまで4回開催し、この10月31日に第5回の会合を予定している。

最初の2回は、総論的な討議であり、各国におけるコーポレートガバナンス・コードの状況や、あるいは「日本再興戦略」改訂2014にも、このコーポレートガバナンス・コードの策定に当たってOECDコーポレートガバナンス原則を踏まえて策定することが書かれていることを踏まえ、ここの有識者会議にアドバイザーとして参加いただいているOECDのコーポレートガバナンスの担当課長であるマッツ・イサクソン氏から、第2回の会合で、OECDコーポレートガバナンス原則の内容や、現在、OECDで進められているこの原則の改訂作業の方向性についても御説明をいただき、討議をしたところである。

3回目からは、そうした総論の議論を踏まえた各論の議論に入っている。資料の3ページに、OECDコーポレートガバナンス原則の骨格を示しているが、有識者会議では、この5つの項目に沿って各論の議論をいただいております、次回10月31日の第5回会合で、この5つの項目について議論が一巡する。

これまでの議論においては、総論的に申し上げますと、コーポレートガバナンスを単なる企業の不祥事防止等の観点から捉えるのではなく、我が国企業の資本効率を高め、持続的な企業価値の向上に資する、いわゆる攻めのガバナンス機能の発揮を

目指してコードを策定していくべきだという議論が多く出されている。

また、OECDでは、先ほどの5項目が柱になっているが、日本のコードにおいては、これに加え、株主等との対話といった項目についても1項目設けるべきではないか。これは、本年2月にスチュワードシップ・コードが策定されていることを踏まえて、企業の側においても、株主との間で建設的な対話が重要になるということをコーポレートガバナンス・コードに記載することによって、両コードを車の両輪として機能させようという趣旨の御意見だと理解している。

この有識者会議は、10月31日の第5回会合で各論についての議論が一巡することになるので、11月に入ってからの会合では、これまでの議論の整理をして取りまとめの段階に入る。「日本再興戦略」改訂2014では、秋ごろまでを目途に基本的な考え方を取りまとめることとされているので、鋭意検討を進めていきたい。最終的な取りまとめの時期については、今後の会議の議論の推移によるところが大きいので、現時点で確たる日程が定められる状況にはないが、「日本再興戦略」改訂2014に書かれていることを踏まえ、鋭意検討していきたいと考えている。

（田中日本経済再生総合事務局次長）

続いて、経済産業省から、企業と投資家の対話促進、グローバルベンチマークの設定について御説明をお願いします。

（関経済産業大臣政務官）

経済産業省より、企業と投資家の対話の促進及びグローバルベンチマークの設定について御報告する。

まず、お手元の資料4の1ページ目をご覧ください。本年6月に取りまとめられた「日本再興戦略」改訂2014において、持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の促進として、

1つ目に、株主総会の開催日や基準日等の運用のあり方について検討を行うとともに、産業関係団体等におけるガイドラインの検討を行うこと

2つ目に、企業の投資家に対する情報開示等について、関係省庁や関係機関等をメンバーとする研究会を早急に立ち上げること

3つ目に、企業と投資家の対話・エンゲージメント促進の方策等を検討するためのプラットフォームづくりを推進することが掲げられた。

2ページ目をご覧ください。「日本再興戦略」改訂2014に掲げられた3項目のうち、株主総会のあり方及び企業情報開示のあり方については、9月に、「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」を立ち上げて検討を始めた。今後、研究会のもとに設置した2つの分科会において検討を進め、来年3月末を目途に研究会として報告書を取りまとめることを予定している。また、企業と投資家の対話を

促進するフォーラムについては、現在、立ち上げの準備を進めているところであり、早々に発足させることができればと考えている。

続いて、研究会におけるこれまでの検討状況を御紹介する。3ページ目をご覧ください。第1回の研究会においては、株主総会及び企業情報開示のあり方について、それぞれに期待される役割や現行制度の評価、望ましいあり方を実現するための方策や時間軸を議論した。これに対して、研究会の委員の皆様方から、さまざまな観点の問題提起をいただいている。経済産業省としては、企業の持続的な成長実現という観点から、企業と投資家とのコミュニケーションのあり方、そのインフラを横断的に見直すべく、金融庁や法務省などの関係者と連携して取り組んでまいりたい。

次に、資料5に基づき、グローバルベンチマークの策定の進捗状況について御報告する。

まず、1ページ目をご覧ください。本年6月に取りまとめられた「日本再興戦略」改訂2014において、企業の収益力向上に向けた取組や、新陳代謝を後押しする施策の1つとして、グローバルベンチマークの設定が掲げられた。グローバルベンチマークとは、各産業における世界トップの企業群と日本企業のビジネスモデルや成長性を比較・検討して策定する、経営判断や経営支援の参考となる評価指標のことである。これまで経済産業省内で検討を行い、本日、午前中に開催した日本の稼ぐ力創出研究会という省内の研究会において、グローバルベンチマークの設定に向けた検討の視点や対象産業の選定等の検討の進捗について報告した。今後は、集中的に検討すべき個別産業について、具体的な議論を進めていく予定である。

続いて、2ページ目をご覧ください。グローバルベンチマークの設定に当たっては、以下のような視点を中心に考えている。

まず、従来見られた国内での同業者間比較ではなく、グローバル規模での現在及び将来の事業戦略上の立ち位置を把握し、比較検討すること。

次に、イベントメント・チェーンの担い手である企業とさまざまな金融機関との間で、主要戦略分野における事業環境やビジネスモデルの変化等の課題について情報共有し、共通認識を醸成すること。

3つ目、グローバルベンチマークの方針として、企業単位、産業単位ではなく、より細かい事業分野ごとに検討を進めることや、定量的な分析だけでなく、定性的な分析も行うことがポイントである。

3ページ目をご覧ください。グローバルベンチマークの検討は2段階で行う。1次検討においては、基本的指標を用いて各産業を定量的に評価し、検討候補産業を選定するスクリーニングを行う。次に、2次検討においては、さまざまな成長性指標や競争性指標により、国内外の主要プレイヤーをマッピングするなど、事業分野レベルで詳細なベンチマーキングを行う。

4ページ目以降は、各段階における検討の詳細である。まず4ページ目は、1次

検討におけるスクリーニング結果を示している。P/L、B/S指標による定量評価と、我が国経済における重要性という観点から、生産波及効果やGDPなどの指標による評価の結果、集中検討を要する産業は、繊維、紙・パルプ、石油精製、化学、電機など11分野となった。

今後、5ページにある競争性指標や、6ページにある成長性指標等を用いて、各分野において2次検討を進めていく予定である。

経済産業省としては、「日本再興戦略」改訂2014に基づき、企業の収益力向上、ビジネスモデルの再構築に向けて、グローバルベンチマークについての検討をさらに深めていく。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

それでは、民間議員による議論に移りたい。最初に、小林主査からコメントをお願いしたい。

(小林主査)

それでは、主要施策の論点について、説明をさせていただく。「日本再興戦略」改訂2014では、コーポレートガバナンス強化をはじめとする産業の新陳代謝の促進に資する施策を取りまとめたが、今後、これらの施策を実効性のある形でスピーディーに実施していくことが成長戦略に対する内外の投資家の期待を維持していくためにも重要である。

以下、産業の新陳代謝の促進に関する施策のうち、重点的にフォローアップすべき施策及びその際の留意点について、資料6に沿って、グローバルとローカルの2つの視点から説明をさせていただく。

まず「グローバル企業の競争力強化」について、国際マーケットで競争し、内外の資本市場からの評価にさらされるグローバル企業は、資本コストを意識しつつ、収益力強化を図り、持続的な企業価値向上に向けた取組を行っていく必要があるが、そうした個々の企業の取組を促すための制度・環境整備は、成長戦略の重要な要素である。

また、既に実行済の「スチュワードシップ・コード」策定や、JPX日経400指数の算定など、投資家サイドから企業への規律づけ強化策に加え、「日本再興戦略」改訂2014では、より直接的に上場企業の行動に働きかける施策が盛り込まれている。これらを実効性ある形で実施することが当然重要である。こうした観点から、具体的な内容について、以下、3点申し上げたい。

1点目は「コーポレートガバナンス・コードの策定」についてである。コーポレートガバナンス・コードは、「日本再興戦略」改訂2014の中でも、内外の投資家の関心が最も高い重要施策の1つである。本コードの策定が客観性の高いコーポレートガバナンスの確保につながり、ひいては経営陣が説得力をもって決断を行いやすく

するための環境整備に資するものとなることを期待して、OECDのコーポレートガバナンス原則等を踏まえ、持続的な企業価値向上に資するような、攻めの、国際的にも遜色のないコード策定を目指すべきである。

2点目は「持続的企業価値創造に向けた企業と投資家の対話の促進」についてである。企業価値の持続的向上のためには、スチュワードシップ・コードに基づき、機関投資家等が投資先企業との間で建設的な対話が行われるよう促していくことが重要であり、この観点から、投資家が投資先の情報を十分に収集・検討の上、株主総会に参加できるよう、現行の株主総会プロセス、具体的には基準日の設定、招集通知の発送時期や方法、総会開催日時等について、諸外国の例も踏まえて改善を行う必要がある。また、建設的対話の前提となる企業情報の開示が必要かつ十分な形で適時に行われるよう、現行制度に基づく各種開示のあり方、あるいは財務・非財務情報を一体化した中長期的な情報の開示充実などを含む開示制度のあり方についての検討がなされるべきである。

最後の3点目は「グローバルベンチマークの設定」についてである。グローバル企業群と日本企業のビジネスモデルや成長性等を比較して、経営判断等の参考となる評価指標を検討するということだが、事業分野ごとの特性によってキーとなる指標を変えていくことや、競争環境の違いが企業の競争力に与える影響の比較・分析を行うことは当然のことで、単なる定量的な指標の議論のみではなく、サプライチェーンの状況や、共通基盤となる産業金融など、定性的な視点も含めて、関係省庁が連携して議論を掘り下げていくべきである。

次は「ローカル企業への対応」である。資本市場によるガバナンスの直接の対象とならない非上場の企業、とりわけ各地域の中堅・中小企業の生産性向上策等のあり方は、グローバル企業とは異なるアプローチが必要である。これらローカル企業の生産性や収益性の向上について、地域金融機関による働きかけが重要なツールとなる。また、企業再生の円滑化を図るための制度・環境整備も、地域産業の新陳代謝を促すために重要である。こうした観点から、具体的な内容について、以下2点を申し上げる。

1点目は「地域金融機関による事業性を評価する融資の促進等」についてである。まず、金融庁が先般公表した「金融モニタリング基本方針」で、「事業性評価に基づく融資」を重点施策として掲げたことは評価できる。さらに、地方活性化の観点からは、地域経済活性化支援機構等の外部専門家や、IT技術の活用による生産性向上など、トータルな仕組みづくりが重要である。関係機関・省庁間で連携しつつ、金融機関のコンサルティング機能の発揮や事業性評価に基づく融資の取組が促進されるよう取り組んでいただきたい。これらを含め、金融モニタリング基本方針の運用方針の明確化や具体化を図るとともに、各金融機関の理解を深めるための広報・周知に向けた取組を強化すべきである。

2点目は「私的整理の円滑化」について、少数債権者の不合理な反対で事業再生

が妨げられないための対応として、関係省庁による制度改正に向けた具体的検討を速やかに進めるとともに、スケジュールを明確化すべきである。

(三木谷副主査)

コンプライアンス的な観点からの提案又は提言が多いと思っている。一方、収益力を上げていく、あるいは資本の回転率なり有効性を上げていくということにおいては、参考資料2の1ページの中に「コーポレートガバナンスの強化、リスクマネーの供給促進」とあるが、その中で、日本の一番大きな問題は、持ち合い株式をどうするかということだと思う。資本充実の原則からいっても、また、経営陣に対する適切なプレッシャーという意味においても、海外の投資家から聞いていると、一番大きなポイントは、日本の持ち合いというのは何とかならないのかという点である。お互いに持ち合って、一般株主の議決権が希薄化するという点、また、資本が無駄になっているので、これが競争力という意味においては一番大きなポイントなのではないかと思う。株式持ち合いについては、資金供給は良いのだけれども、基本的には議決権がなくなるようにしていただきたいというのが1点目である。

もう一つは、債券の投資家の方には言っているのだが、日本の経営陣は給料が低過ぎると思っている。給料が低いというのは、絶対額が低いというより、インセンティブが働いていないという問題があると思う。海外の半導体メーカーやIT企業は報酬が非常に高いが、ほぼ全てが株式報酬である。よって、会社がつぶれれば、基本的にはゼロになる。ところが、日本は、株式報酬という制度がないことから、楽天では1円ストックオプションというものをつくり、何とか対応している。

ちなみに、我々の競合であるアマゾンドットコムは、現金報酬は1,200万円ぐらいで、そこから上は全部株となっている。よって、株式報酬制度を積極的に導入し、経営陣のインセンティブを企業のパフォーマンスと合わせていくということも検討していただければありがたいと思っている。

最後に、グローバル化するので、いかに経営陣をグローバル化していくかということが極めて重要なポイントであると思う。

(金丸議員)

今の三木谷議員の発言につけ加えて考えを申し述べたいが、株式持ち合いの問題点は三木谷議員がおっしゃったとおりで、私も同感である。

もう一つ言えるのは、株式持ち合いというか、関係性をグループ内に持っているがために、グループ内の互惠取引があるということである。日本の国の中で互惠取引が占める割合が多ければ、もともと全ての産業における競争原理がはたらく健全な市場の割合が少ない。それに加えて、官製の市場もあることから、我々の真のマーケットというのは、やはり先進国に比較して小さいのではないかと思う。

そこで何が起きるかということ、先ほど資本効率の問題が出てきたが、人材面から

見ても、グループ内取引の会社の中にいる人材は、大抵の場合、コストセンターの要因であって、プロフィットセンターではないことから、例えば、グループ内のコアカンパニーが自分のグループ内の会社に払うときの金額も、かかった経費プラス3%ぐらいに設定されてしまう。どうせ連結したら同じだからということになってしまうと、そこに多くの日本の優秀な人材が投入され、人が生み出す付加価値も構造的には小さくなってしまわないかと思う。

冒頭、金融庁の御説明があり、私も金融審議会に6年ぐらいお世話になっていたが、その当時と比べて金融機関に対するアプローチ、指導、助言の視点が随分変わったと思っており、ようやく事業性という中身についてご覧いただけるようになり、これはすごく良いことだと思っている。金融庁があれこれ言わなくても、本来なら、最も身近にいる金融機関が自主的に、事業性の評価のプロ足り得なければならないが、そこがなかったことから、不動産担保によりどこを見出したり、必ずしも正しいとは限らない中小企業の経営者が、割と苦し紛れにつくったような財務諸表の数字を当てにお金を融資され、結果、不良債権につながるということだったので、ぜひ、その事業性の中身を見ていく活動については、従来型の締め上げる形ではなく、優しく、同じ目線で金融機関と接していただければと思う。

(橋本議員)

地域の活性化の視点から1点だけお話しさせていただく。

この会議と並行して行われている新陳・イノベーションのワーキンググループにおいて、大学改革の視点から、ローカルイノベーションに対して、大学がしっかりと貢献しようということを1つの大きな柱として検討している。ローカルイノベーションの担い手として、もちろん地域のローカル企業、あるいは行政が主になるが、大学や公的研究機関が参謀本部の役割をぜひ果たすように活性化しようということである。

その中で、やはり地域の金融機関が積極的に関わっていただくことが極めて重要である。今まで、地域の大学と金融機関は関係なかったと思うが、今回、イノベーション促進の手段として、クロスアポイントメント制度を導入した。これは、大学の教員が、半分は大学の教員で雇用契約を結ぶけれども、残りの半分は公的研究機関や民間企業と雇用金契約を結び、両方の立場を持つということである。金融機関の方が、半分は金融機関、半分は大学と雇用契約を結ぶことも可能であり、ぜひとも地域の活性化のために、大学にも核となって欲しいと言っているが、金融機関の方にも核となってやっていただけるようエンカレッジするように金融庁としては誘導していただきたいと思う。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

三木谷議員、金丸議員から、株式の持ち合い、株主報酬、グループ内互惠取引に

係る御指摘があった。これはコーポレートガバナンス・コードに関連する話かと思う。また、地域の金融機関についてもお話があった。

金融庁から何かコメントがあれば、お願いしたい。

（池田金融庁総務企画局長）

冒頭にも申し上げたように、今、議論の最中であるので、御指摘の点について、有識者会議としての結論がどのようになるかについては現時点で申し上げるべきものを持ち合わせていないが、株式持ち合いをどう考えるかということは、先ほどのOECDのコーポレートガバナンス原則でも申し上げた株主の権利、あるいは株主の平等という観点から、1つの重要な論点として取り上げられている。これについては、有識者会議の中では、両方の御意見があるというのが現時点の状況であり、本日の御指摘も踏まえながら、有識者会議でさらに議論を深めてまいりたい。

株式報酬等の御指摘については、有識者会議の中でも、報酬決定のあり方、その中で、日本では業績連動報酬の割合が諸外国と比較して低いという指摘は出ており、これも1つの重要な論点とされている。

互惠取引が多いという点については、コーポレートガバナンス・コードの観点でどういう取り上げ方ができるかは、なお検討が必要かと思うが、現在の有識者会議でも、会社と関連当事者との取引の適正確保という切り口で取り上げられている。いずれにしても、本日の御指摘を踏まえながら、さらに有識者会議で問題提起、議論を深めてまいりたい。

（平内閣府副大臣）

地方経済にとって、またアベノミクスにとって、地域金融機関は極めて重要だと思う。今の論点は、生産性を上げるという部分や、新陳代謝の部分で、地域金融機関の役割をもう少し展開していこうという視点であるが、一方でアベノミクス全体からいくと、地域金融機関の預貸率の低さは問題だろうと思っている。さらには地域金融機関が、貸出先がないと言って、安易に国債を買ったり、東京に出てきたりしているので、地域で集めた預金は地域の企業に貸し出すという方向性もしっかり出してもらわないといけないと思う。いろいろな角度から見必要があると思うが、この預貸率でちゃんと地域金融機関として社会的使命を果たしているのかという部分と、地域で集めたお金をどれだけ地域の企業に貸し出しているのかという部分も、金融庁として評価することも重要ではないかと思うので、意見として言わせていただく。

（金丸議員）

経産省提出の資料4の4ページに、日本の上場企業の開示の頻度や、タイミング、あるいは報告書類の記載があるが、いずれにしても日本の方が、金融商品取引法、

会社法等、複数あるので、関係省庁でぜひ見直しをしていただきたい。

(三木谷副主査)

ガバナンスのところについて一言述べたい。最近、中国のアリババは、当初は、香港ストックエクスチェンジに上場する予定だったが、種類株の上場が認められず、ニューヨーク証券取引所に上場し、30兆円という未曾有の時価総額になった。インターネット革命の、先行きが非常によくわからない中、経営者を信頼してもらい株式公開する。アメリカでは、大体、種類株でなくて公開しているIT企業はほぼ大変厳しい状況になっているが、グーグル、フェイスブック、アリババなど、種類株で公開している企業は、経営のフリーハンドがあり、非常に業績が好調である。アメリカのシリコンバレーのベンチャーはほぼ全てが種類株、議決権なし株式だけを公開することになると思う。日本の発展ということを考えるのであれば、これはぜひ検討するべきだと思う。

(西村内閣府副大臣)

今の種類株の話は、別途、成長資金をどう供給していくかについての検討会を行っており、そちらの成果をまたこちらに出せればと思う。

それから、今、論点としてあがった点については、有識者の議論もいろいろあると思うが、グループ内取引、持ち合いで経済全体の効率性が落ちていくとすれば、よくない話であることから、金融庁も、経産省を含めてぜひ考えていただきたい。もちろん企業買収に対して備えるなど、政府内でもいろいろな議論もあるので、そこは効率的な、まさにROEを上げていく、産業全体として効率性をよくしていくという視点から、あるいは企業の活力という視点からの業績連動報酬のあり方も含めて、きちんと議論していただいて、また報告いただければと思う。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

最後に小林主査から、産業新陳代謝の促進の部分に関するフォローアップについて、ポイントを御発言いただきたい。

(小林主査)

本日の議論では、非常にポイントを突いた御指摘が多かったと思う。関係省庁におかれては、施策の具体化に向けた作業をさらに加速していただきたい。特に地域金融機関における事業性を評価する融資の促進等については、金融機関のコンサルティング機能の発揮や事業性評価に基づく融資の取組を促進する施策について、既に現場で行われている優れた取組等も踏まえ、金融庁、経産省等の関係省庁間でもよく協力して、具体策を検討いただきたい。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

次の議題であるIT社会の実現について、まず、各府省から御説明いただき、その後、民間議員の皆様に御議論をいただきたい。

最初に、IT室からお願いしたい。

(平内閣府副大臣)

IT総合戦略本部では、ITを経済成長のエンジンとして位置づけ、我が国の経済再生に貢献させるとともに、社会的課題解決の重要なツールとしてITを利活用するための戦略「世界最先端IT国家創造宣言」を昨年6月に策定した。本年6月にはIT総合戦略本部の下に設置されている新戦略推進専門調査委員会によるPDCAサイクルの推進管理の結果等を踏まえ、IT利活用のすそ野の拡大を強力的に推進することを目的とし、本戦略の改訂を行ったところである。今後もIT総合戦略本部主導のもと、政府の遠藤CIOとともに本戦略を強力的に実行してまいりたい。

本日は、本戦略改訂を踏まえて「日本再興戦略」改訂2014の新たに講ずべき具体的施策に位置づけられた施策のうち、パーソナルデータの適正な利活用に向けた制度整備、マイナンバーの積極的活用等の2つの施策の実行状況について御報告する。

それでは、詳細については事務方から御説明を申し上げる。

(向井内閣審議官)

資料7に基づき、パーソナルデータの適正な利活用に向けた制度整備、マイナンバー制度の積極的活用について御説明する。

まず、1ページ目について、パーソナルデータの適正な利活用に向けた制度整備については、「日本再興戦略」改訂2014において、次期通常国会を目途に法制上の措置を講ずることとされており、本年6月24日に「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」をIT総合戦略本部決定し、パブリックコメントを実施した。現在、次期通常国会への法案提出を目指して作業を進めているところであり、併せて、必要な平成27年度機構定員要求及び予算概算要求を行っている。

2ページのパーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱の概要をご覧いただきたい。まず、基本的考え方にあるとおり、情報通信技術の進展により、個人情報として取り扱うべき範囲のあいまいさのために、利活用に躊躇するという「利活用の壁」が出現し、これまでパーソナルデータの利活用が十分に行われているとはいえない状況にあった。このような現状に鑑み、事業者の「利活用の壁」を取り払い、新産業・サービス創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うことが求められている。このような考え方をもとに、今回、制度改正を行うものである。

3 ページには、パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱の基本的な枠組みを記載している。法律上、原則として、第三者提供には本人同意が求められているが、本人同意にかわるデータ利活用の枠組みとして、提供側で本人の特定性を低減したデータ、より匿名化したデータへ加工することと、受領側で特定の個人を識別することを禁止するなどの適正な取扱いを規定した上で、本人同意がなくともデータの第三者提供ができる仕組みをつくりたいというのが枠組みの1つ目である。

また、個人情報の範囲をできるだけ明確化し、本人の権利・利益の侵害が生じることがないように、その取扱いを規定するほか、できるだけマルチステークホルダープロセスの考え等を活かし、民間主導による自主規制ルール of 枠組みを創設する等、柔軟な仕組みにしていきたいと考えている。

最後に、第三者機関の体制整備について。これは法定事項や民間における自主的な取組みについて実効性ある執行を行うため、諸外国にプライバシーコミッショナー等の第三者機関があること等といった国際的な整合性を踏まえ、第三者機関を整備するというものである。現在、マイナンバー制度の枠組みの中で特定個人情報保護委員会を設立しており、これを改組して個人情報保護委員会とすることが検討されている。この委員会においては、現行の主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有することが検討されている。以上が、パーソナルデータの適正な利活用に向けた現在の検討状況となる。

続いて、マイナンバー制度の利活用に関する検討状況について。マイナンバー制度については、「日本再興戦略」改訂2014において、個人番号カードの普及・利活用、マイポータルをより拡張したマイガバメントの構築、個人番号／法人番号そのものの利用範囲の拡大あるいは利活用の推進という3点が明記されており、現在、この3点について検討を進めているところである。

6 ページには個人番号カードの普及・利活用の検討状況が記載されている。まず、健康保険証、印鑑登録カード、公務員身分証明書、あるいは国家資格の資格証明書等を、できるだけ個人番号カードに一体化、一元化するよう検討している。また、個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについては、これまで行政機関のみで利用できていたものを民間でも活用できるように法律を改正しており、これを官民のさまざまな手続に拡大できるように、現在検討を進めているところである。そのほか、コンビニ交付等の利便性の高いサービスの拡大等について検討をしている。個人番号カードを普及させるために、これらの施策を積極的に進めていきたいと考えている。

次に、7 ページ目のマイガバメント等の構築については、情報提供等記録開示システム、いわゆるマイポータルを拡張し、利便性の高いオンラインサービスを提供するマイガバメントを構築することを検討している。マイガバメント等において提供する主なサービスとしては、利用者の自己情報の閲覧、行政側からのプッシュ型サービス、引越しや死亡等のライフイベントの際に必要な官民の様々な手続き

をオンラインで一括化するワンストップサービスを検討することとしている。特に、様々な手続きが電子的に完結するように必要な情報をデータで入手・利用する仕組みとして、例えば、電子私書箱のようなものが必要になると考えている。例示しているように、現在、年末にはがきで送られてくる生命保険料控除証明書をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告に利用するためには、電子私書箱あるいは電子郵便のようなものに送達の効果を与えることが必要であり、これらの論点についても検討を進めているところである。そのほか、スマートフォン、CATV等の利用チャンネルや認証手段の拡大も検討している。

個人番号／法人番号については、個人番号を利用した業務の見直しを行うことについては然ることながら、「日本再興戦略」改訂2014においては、個人番号の利用範囲の拡大として、具体的に戸籍事務、旅券事務、預貯金付番、医療・介護、自動車の登録に係る事務が列挙されている。

まず、戸籍事務については、法務省において検討会が立ち上げられており、この検討会において検討が進められていくものと考えている。

旅券事務については、戸籍事務における個人番号利活用の検討の方向性を踏まえつつ、今後検討が進められる。

預貯金付番については、政府税制調査会においてもご議論いただいたものであり、現在、関係する各省庁において、前向きに検討が進められているものと認識している。

医療・介護・健康の情報については、保険料の徴収に係る事務及び保険給付に係る事務については現在も個人番号の利用範囲とされている一方、カルテに関する情報などは個人番号の利用範囲外とされている。こういった情報に対して個人番号の利用範囲を拡大すべきか否かについては、現在、厚労省において検討会が立ち上げられて議論がなされており、私どもとしても、前向きな結論が得られることを期待しているところである。

自動車の登録に係る事務については、マイナンバーを活用することによって自動車登録に係る手続きを簡素化できないか、現在国土交通省において検討が進められていると聞いている。

法人番号については、行政が保有する法人に係る公開情報に可能な限り法人番号を付与し公開することとすれば、法人に関する情報をインターネットにより検索する際、法人番号をキーにして検索することで、法人情報に関する検索性が向上するのではないかと考えている。これにより、法人の情報の集約化が図れる、又はそういったものを事業として成り立たせることも可能になるのではないかと考えている。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

続いて、総務省から説明をお願いしたい。

(西銘総務副大臣)

資料8に基づき、料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し、無料公衆無線LAN環境の整備について御説明する。

1 ページをご覧ください。まず、料金の低廉化・サービスの多様化について説明する。我が国は、ブロードバンドの料金比較でOECD加盟国中、最安値であることなど、世界最高レベルの通信インフラが実現している。「日本再興戦略」改訂2014を踏まえ、これをさらに維持・発展させるために、現在、制度の見直しについて、情報通信審議会で議論を行っている。去る10月16日の審議で答申案がまとまり、現在、パブリックコメントを実施している。今後、年内に答申をいただき、来年、電気通信事業法の改正案を提出する予定である。

2 ページで、答申案の概要を御説明する。答申案は、新しい事業、新しいサービスの創出や公正競争の徹底を通じて、料金低廉化、サービスの多様化を図る方向性を示している。具体的には、NTTドコモに対する規制を一部緩和して、自動車メーカーや警備会社など、異業種との連携サービスを行いやすくしたい。

次に、NTT東西が公平に光回線の卸売を提供できるようにし、これを利用する多様な事業者によるイノベーション創出を後押ししたい。

さらに、主要事業者のグループ化に関してであるが、寡占化、グループ化の進む通信市場で多様なプレイヤーを確保し、市場の実態に即した制度とするため、現在、個別の事業者単位で規律している法体系にグループの概念を導入しようとするものである。

移動通信サービスの競争促進では、MVNO (Mobile Virtual Network Operator) という、ネットワークを借りてサービス提供する事業者を活性化させて競争促進を図りたい。

また、SIMロック解除の推進を通じて、行き過ぎたキャッシュバックの適正化や、利用しやすい携帯電話サービスの実現を目指したい。

超高速ブロードバンド基盤についてであるが、接続制度についての専門的検討や、NGN (Next Generation Network) と呼ばれるNTT東西のネットワークについての事業者間協議を促進することで、さらなる競争を進めたい。

続いて、3 ページの無料公衆無線LANについて御説明する。総務省では、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会も見据えて、訪日外国人旅行者のICT利用環境整備のアクションプラン、Selectable、Accessible、Qualityの「SAQ2 (サクサク) JAPAN Project」を6月に策定・公表した。その中で、無料公衆無線LANは重点取組事項に位置づけられており、その実現に向けて、総務省、観光庁が事務局となり、自治体や関係事業者から構成される協議会を8月に設立した。この協議会では、利用開始手続の簡素化・一元化、利用環境の整備促進、海外への情報発信等に取り組んでいる。

また、観光拠点及び防災拠点での無料公衆無線LANの整備を促進するため、地方公共団体などへ財政支援を実施する予定である。

協議会の概要や予算については、参考資料を添付している。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

続いて、情報セキュリティセンターからお願いする。

(谷脇内閣官房情報セキュリティセンター副センター長(内閣審議官))

資料9に基づき、サイバーセキュリティ推進体制の強化について御説明する。

サイバー攻撃の現状について、NISCにおいては、各省庁の情報システムを統合的に24時間監視している。2013年度には、1年間に508万件の攻撃を感知しており、これは霞が関に対して6秒間に1回、攻撃が行われているということである。加えて、一昨年に比べると、その件数は5倍に増えており、深刻な状況になってきている。攻撃対象の拡大・深刻化について、昨今、情報漏えいが様々な面で問題になっており、情報漏えい事案が発生した場合の被害額は、一昨年に比べて、昨年は1件当たり72%増の1億6,000万円になっている。情報漏えいの原因別で見ると、不正アクセスは全体の5%に過ぎないが、情報漏えいの規模で見ると、上位10件のうち7件は不正アクセスを原因としており、民間も含めたサイバーセキュリティの確保が重要になってきている。加えて、通信、電力、鉄道といった、いわゆる重要インフラ事業者に対する攻撃も激増してきている状況である。

また、インターネットは当然、国境がないので、攻撃が国境を越えて行われている。97%が海外から不正プログラムが仕込まれているという状況である。

こうした中で、政府のサイバーセキュリティについては、昨年の6月にサイバーセキュリティ戦略を定めているところである。

また、今後、2020年の東京オリンピックに向けて、サイバーセキュリティへの備えを強化していく必要がある。2012年のロンドン大会においては、2週間のオリンピック開会中に公式サイトに対して2億1,200万件の攻撃が行われている。また、1秒間に1万1,000件を超えるDOS攻撃が行われているなど、2020年を見据えると、オリンピックを成功に導くためには、サイバーセキュリティへの備えが非常に重要になってきており、サイバーセキュリティ分野の司令塔機能の強化、あるいは体制整備が急務である。

2ページをご覧いただきたい。「日本再興戦略」改訂2014においては、このサイバーセキュリティ推進体制の強化に関して、政府の機能について、国自らがリーダーシップを強く発揮できる推進体制の抜本的な強化、具体的には、法制度のあり方も含めて検討を深め、2015年度までに法制上の措置など、必要な措置を講ずると盛り込まれているところである。

3ページをご覧いただきたい。これを踏まえて、現在、国会においてサイバーセ

セキュリティ基本法案が審議されているところである。これは議員立法であり、先の通常国会において衆議院を通過したが、参議院において継続審議となり、現在、この臨時国会において参議院で御審議が進んでいる。ちょうど昨日の参議院内閣委員会において可決され、もう一度衆議院に戻ってくるという状況にある。私どもとしては、この基本法案が成立すれば、政府側における法制の整備も速やかに行い、新しい体制で進めてまいりたいと思っている。

この法案は、各省庁の壁を超えて、内閣官房サイバーセキュリティ戦略本部にインシデント情報等を集め、統合化し、政府として一体的に動いていくための法的権限を与えるという点が大きなポイントである。

4ページをご覧いただきたい。今後のサイバーセキュリティ分野での課題の1つには、今回の基本法案に基づいたインシデントレスポンス、対処能力の強化ということがある。その中には、国際連携の強化も重要な視点である。現在の政府間の協議としては、米英、EU、ASEAN、インドなどと政府間の協議を行っているが、今後は、エストニア、オーストラリア、フランス、イスラエルといった国との協議を年内にも始める予定である。加えて、今週、日中韓のサイバー協議を初めて実施をしたところである。

サイバー分野においては、人材の育成が非常に重要である。現在、日本にはサイバーセキュリティ人材が26.5万人いる。しかしながら、そのうち16万人は、残念ながら一定水準まで至っていない。絶対数で見ても、まだ8万人足りないという状況であり、特にオリンピックを見据えて、サイバーセキュリティ分野の人材育成が極めて大きな課題である。これを進めていく上では、各企業の経営層にサイバーセキュリティの重要性をより認識をしていただくことが大変重要だと思っている。

こうした問題意識のもとに、今年の5月、情報セキュリティ政策会議において、人材育成プログラムを策定している。官だけではなく、産業界とも連携しながら、人材育成について取組を進めていきたいと考えている。

もう一点申し上げますと、今年の7月に情報セキュリティ政策会議において研究開発戦略をまとめたところである。その趣旨は、ICTの利活用を進めていくためには、どうしてもセキュリティ面の課題をクリアしていく必要がある。ICTの利活用を促進するためにも、セキュリティ技術の開発が非常に重要である。別の言葉で言うと、このセキュリティを、産業として、日本として育てていくという視点が必要ではないかと思っている。情報システムの構築あるいは運用に当たり、セキュリティ・バイ・デザインの発想を盛り込んでいくことが大変重要ではないか。また、これにより、情報システム等を海外にグローバル展開していく場合にも、いわばジャパングオリティーの品質を持った情報システムのグローバル展開にもつながっていくのではないか。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

それでは、民間議員による議論に移りたい。まず、IT部門の副主査である三木谷副主査からコメントをいただきたい。

(三木谷副主査)

主要施策の論点については、お手元の資料10-1に書かせていただいているが、背景について、ハーバードビジネススクールで使われたDigital Transformationという資料を用いて御説明したい。今、起きていることは、インターネットがうまく活用され出したということではなく、社会のプラットフォームが全て変わりつつある、とりわけビッグデータ、サーバーからクラウドへのシフト、コネクテッドデバイス、全てのものがインターネットにつながってくる、コンタクトレンズまでがインターネットにつながってくる時代になった。また、スマートデバイスを持つことは、常にカメラ付きのコンピューターを手元に持つことであり、今まで対面が必要であったということが、全く必要なくなってくるということを理解すべきだ。さらに指紋認証もできるというように、環境がすごく変わってきている。

どれ位普及が進んでいるかについては、例えば、LINEのようなサービスの中国版「ウィーチャット」は1年で1億5,000万人のユーザーに到達した。電話は89年、フェイスブックでも5年かかったが、このサービスは1年で到達したことが状況を示している。運営している中国のテンセントという会社の時価総額は約20兆円、そしてアリババの時価総額は約30兆円ということで、明らかに日本より中国のほうが時価総額で進んでいる。携帯端末加入者数については、60億人で、水道の普及を上回っている。今、シリコンバレーから中国にシフトしつつある。一方で、日本は非常に足かせが多いということが大きな問題であると思っている。

流通も非常に大きく変わってきている。実店舗はアマゾンのショールームと化してきていると書いてあるが、インターネットの流通と、非インターネットのリアルの流通の垣根がほとんどなくなってきている。

今日の1つの大きなポイントは、対面、非対面の話であるが、車を買う場合にもインターネットでこれだけの情報を得ているということで、むしろ対面よりもインターネットのような非対面のほうが情報提供量という意味においては圧倒的に優れているということだと思っている。

最後に、今までのビジネスのあり方は、ハードウェアや製造現場も含め、インターネットでつながっていなかったが、これからは全てがつながってくることで、ビジネス自体が変わっていく。さらに、消費者自体が全く変わってくる。そして、本日の1つ目のテーマであったガバナンスという意味においても、オーガナイゼーション自体も根本的に変わってくる。こういう状況の中、日本がどうやって競争力を得ていくかという意味においては、ITをいかに使っていくかということが最も重要なポイントだと思っている。

本日の論点については、参考資料2の8ページを使いながら簡潔に説明する。

1つ目のポイントは、「ITコミュニケーション導入指針」の策定について、基本的には対面原則を撤廃したいということである。もうスマートデバイスの時代になってきた。パソコンも古い。スマートデバイスにより、顔の認識もインタラクティブのコミュニケーションもできるということを考えていくと、そこから派生する情報取得量を含めて、明らかに対面よりもインターネットの方が優れている。我々としては、9月までに諸外国の状況を確認するというのではなく、全ての対面原則というものをリストアップして、それを片っ端からつぶしていくことをやっていただきたいと思っている。

国交省がインターネットを活用した不動産取引についての検討を始めたが、一部の賃貸だけは良いかという様な状況になってしまっている。総論はオーケーだが、各論に落ちるとノーというのがほとんどであるので、これはぜひ事務局で具体的にリストアップをして、このKPIの中で進捗を管理していただきたい。

2つ目は、ビッグデータがこれから競争力の中心になってくる。自動運転や医療に関しても、とにかくデータをどうやって使うかということであり、過度なパーソナルデータの利用の制限は国の競争力を著しく低減させると思っている。フェイスブックのログインや、グーグルのアンドロイドのログイン、LINEのログインということを考えれば、実際にはサービス提供者が海外にあるというケースがほとんどである。皆さんが使っているアプリケーションもほとんどがフェイスブックログインだと思うが、先日、自民党の会議の中で、フェイスブックログインはこの対象になるのかと聞いたときに、フェイスブックについてはならない、なぜならば海外の企業であるからということだったが、基本的にイコールフットイングにしていくことが非常に重要なので、過度なパーソナルデータの利用の制限はやめるべきである。

3番目のマイナンバー制度の積極的活用等は、ぜひやっていただきたいと考えている。

4番目に、無料公衆無線(WiFi)の整備は、バルセロナが今、積極的にやっており、観光客にも非常に好評である。また、バルセロナでいろいろなアプリ関係のベンチャーが生まれている。ぜひ、2020年の東京オリンピックまでに、少なくとも都市部については進めてほしいと思っている。

ちなみに、私はビジットジャパンの方も関わらせていただいているが、現在、訪日外国旅客数が1,300万人である。この前、アメリカのペニー・プリツカー商務長官とお話をしていたときに、アメリカは7,000万人の外国旅客数を2020年までに1億3,000万人にするのだと言っていた。日本では1,300万人を2,000万人にという目標があるわけだが、日本のアジアという特異性、そして安全性等を勘案すれば、5,000万人、1億人という観光客を呼び込めると思っている。1億人来ていただき、1人10万円払ってもらえば、ボトムラインで10兆円入るわけである。そのためにも、外国人が来たときに一番評判が悪い部分である、非常に高い電話料金、低いWiFiの整備状況を早く解消していただきたいと思っている。

加え、ネットニュートラルリティが極めて重要になってくる。アプリケーションにより接続スピードが違うという差別的状況が出てくる可能性がある。ネットニュートラルリティについては、必ず全てのアプリケーションに対して接続速度に差別がないということを徹底していただきたいと思っている。

最後になるが、サイバーセキュリティについては、恐らく日本で一番アタックされているのは日本政府で、その次が楽天ではないかと思っているので、我々も協力をさせていただきたいと思っている。日本の競争力の中でほとんど議論されていないのが、アタックという問題とデータセンシングの話かと思っている。御存じのとおり、中国はグレートファイヤーウォールがあり、そもそもIPアドレス自体がダイナミックに振り分けられて制限されている。韓国は基本的には警察がインターネット事業者のログを自由に捜査でき、発表もしなくてよいという状況である。我が国のユーザーのデータが他国の政府に筒抜けになっているという状況である。ここも今後、政府を中心にしっかりと対応をしていただきたいと思っている。

(小泉内閣府大臣政務官)

安心して楽しめるデータの利活用をしなければいけないが、私が気になっているのはマイナンバーである。今のままの状況でいくと、国民に対してマイナンバーが配られても、しばらくの間は番号が与えられるだけで、何も使えるものはないという状況に陥る。それでは、かつての住民基本台帳カードのように、これだけ社会的にインパクトもあって、大切なものにもかかわらず、使われなくなってしまう。カードは配られても何も使えないのでは、財布の中に入れてもらえない。数年後に、実際、この日からこういうサービスを使えるようになると言ったところで、使えないカードをずっと持っているというのは難しく、相当まずい状況なのではないか。サービスがしっかりと使えるようになるタイミングと、カードが実際付与されるタイミングをマッチさせないと、マイナンバーの重要性が国民に伝わらないのではないか。

(小林主査)

本日は厚労省が来られていないが、薬剤のトレーサビリティあるいは日本人の疫学的データも相当蓄積されているので、ビッグデータの使い方は、医療分野のIT化として、非常に重要なポイントではないかと思う。三木谷議員のレポートにあるが、医療分野における政府主導のデフォルトITについては必須要件だと思うので、よろしく願いしたい。

(金丸議員)

マイナンバーについて、ICカードを先に配ることがないようにと向井内閣審議官とずっと話し合ってきたので、そのことはもう一度この場で確認したい。

また、国全体のITの調達の制度が全く機能しないということ、このマイナンバーのシステムの調達で目の当たりにし、私はマイナンバー推進派だったにもかかわらず、このままでいくと、政府のIT投資は全部止めて、全部対面で行った方が良くはないか位のことを思っている、ITの調達も含めて、政府CIOは、抜本的に改革をしていただきたい。しかも、大きな国民の期待に応えるべきシステムがマイナンバーなので、その健全性は利活用のタイミングと合わせて、システムの投資をぜひタイムラグのないように考えていただきたいと思う。

(橋本議員)

セキュリティに関してだが、最近、私の所属している東京大学の情報の専門家と話す機会があり、彼らが一番心配していたことがセキュリティの問題であった。私もある程度わかっていたつもりだが、現状は我々が思うよりもずっと先を行っていて、非常に厳しい状況にあり、もし、今、第三国が本気になって日本を攻めてきたら、全然守れないと明言していた。これは内閣官房の情報セキュリティセンターでも十分御理解いただいていると思うが、我々が思っているよりもずっと厳しい状況にある。それに対して、対処能力も、人材も、決定的に欠けているという。これは早急に対応する必要があると思っており、そのためには大学や、公的研究機関の力をしっかり使っていただく必要があると思う。省庁連携をしっかり進めて、早急に対応を進めていただきたい。

(向井内閣審議官)

まず、小泉政務官のご指摘について。マイナンバーについては、来年の10月から各個人のマイナンバーが通知カードにより通知され、その利用開始は再来年1月1日からとなる。再来年1月1日の利用開始以降、税の調書や社会保険の徴収の調書等にマイナンバーを記載することとなるが、最初にマイナンバーが利用される場面として想定されているのは年始に行われるアルバイトに関する支払調書の提出場面であると考えており、企業は、雇用したアルバイトからマイナンバーの提供を受け支払調書に記載する必要が生じる。また、従業員が退職したときには、企業は、従業員からマイナンバーの提供を受け、退職所得の源泉徴収票にマイナンバーを記載することとなる。このように、従業員からマイナンバーの提供を受ける際にはマイナンバーが正しいか否かを確認する必要があり、そのために個人番号カードが必要となる。もっとも、マイナンバーの通知が始まる来年の10月から利用開始の再来年1月までは3カ月間のブランクがあるということはおっしゃるとおりであり、利用開始の再来年1月より前に従業員からマイナンバーの提供を受けたい、とする民間企業等からの声もあることから、何らかの措置を講じる必要があるものと認識している。

金丸議員ご指摘のICカードについては、カードの発行には券面に記載する顔写真

が必要となるため、申請により交付するというこれまでの方針に変わりはない。

また、IT調達の制度についても、これまでの方法にとらわれず、より良い調達方式を目指して、政府調達協定にも留意しつつ検討を進めていきたいと考えているが、何か良いお考えがあれば、ぜひ御提言をいただければありがたいと考えている。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

最後に、三木谷副主査からご発言をお願いしたい。

(三木谷副主査)

調達の話は大変重要だと思うので、ぜひ、しっかりと研究をしていただきたい。

いずれにしても、あらゆるサービスがインターネットに関係していること、IT、インターネットは、国民、消費者、地方経済にとって味方であるということを最後に申し上げたい。地方の人が何でも買える、あるいは地方の特産品についても世界にうっていけるということで、地域格差をなくす、地域活性化という意味においてもとても重要だと思っているし、問題になった医薬品のネット販売に関しても、薬局がない過疎の地域等においては極めて重要なポイントになってきており、地域活性化という意味においても、この対面原則の撤廃を中心としたITの利活用の促進は極めて重要なので、ぜひ真剣に進めていただければと思っている。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

それでは、最後に西村副大臣から御発言いただく。

(西村内閣府副大臣)

闊達な議論に感謝。幾つか課題を提示していただいたので、ぜひ各省庁で検討いただきたい。その際、スピード感が非常に大事である。新陳代謝も、ITも早く検討して、早く進めていかないと、どんどん遅れていき、あっという間に2020年が来て、その後、人口減が非常に厳しくなる状況が来る。本当に早くスタートを切って改革をやらなければいけないと思うので、ぜひ、各省庁においてよく御検討いただき、政務同士でもいろいろ相談させていただければと思うので、よろしくをお願いしたい。

(田中日本経済再生総合事務局次長)

以上をもって本日の会議を終了させていただく。

なお、本日の資料のうち、三木谷議員から御紹介があったハーバードビジネススクールで使われたDigital Transformationという資料については、著作者との取り決めで、会議に御出席された方のみの共有という条件で配付している。したがって、ホームページ等では公表しないこととする。